

議員提出議案第 三 号

水力発電施設周辺地域交付金の交付期間延長に関する意見書
このことについて、別紙のとおり通商産業大臣、大蔵大臣、自治大臣に意見書を提出する。

昭和六十一年六月十七日

提出者	三朝町議会議員	西村 武津美
賛成者	三朝町議会議員	藤井 佳夫
賛成者	三朝町議会議員	牧田 禎
賛成者	三朝町議会議員	安井 由行
賛成者	三朝町議会議員	河崎 正明

昭和六十年六月七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

「水力発電施設周辺地域交付金」の交付期間の延長に関する意見書

通商産業省告示第四六五号（昭和五十六年十月五日付）「水力発電施設周辺地域交付金」の交付は昭和六十二年度をもって七年間の期間を終わることとなるが、本交付金の制度は、本来、水力発電施設が、当該市町村に対する便益の提供施設ではなく、他地域への電力供給のためのものであり、当該自治体としては、自然環境の破壊、激変、過疎化の促進等大きな不利益を被ることとなる上、地元市町村に対し支払われる固定資産税も激変し、財政的寄与も甚だ少なくなる等の事実に対する見返り措置として設けられたものであり、その性質上、交付期間は長期とすることが相当と考えられるべきものである。

また、今日、一時的に石油の需給関係は緩和されているが、長期的展望にたてば、純国産エネルギーであり、且つ長期的にみてコストは低価格である水力発電の重要性は軽視されるべきではない。

よって、町に対する「水力発電施設周辺地域交付金」の交付期間はこれを延長し、昭和六十三年度以降も引続き交付されるべきである。

以上、地方自治法第九十九条第二項に基づき、意見書を提出する。

昭和六十一年六月十七日